

## 地方からの主な意見（H25実施状況報告より抜粋）

- ・オンライン回答状況の確認方法について、調査対象名簿の行番号だけでは調査員が未提出世帯を特定することが困難であるため、改善してほしい。（34都道府県）
- ・統計局が作成した回答状況を確認するためのエクセルマクロは有効であったが、回答状況の伝達にタイムラグが生じるため、確認・伝達方法を改善してほしい。（16都道府県） 等

## 平成30年住宅・土地統計調査に向けた取組

### ○オンライン回答状況の伝達事項の追加

- ・調査対象名簿の行番号だけでなく、氏名、建物番号、住宅番号の情報も伝達可能とする。

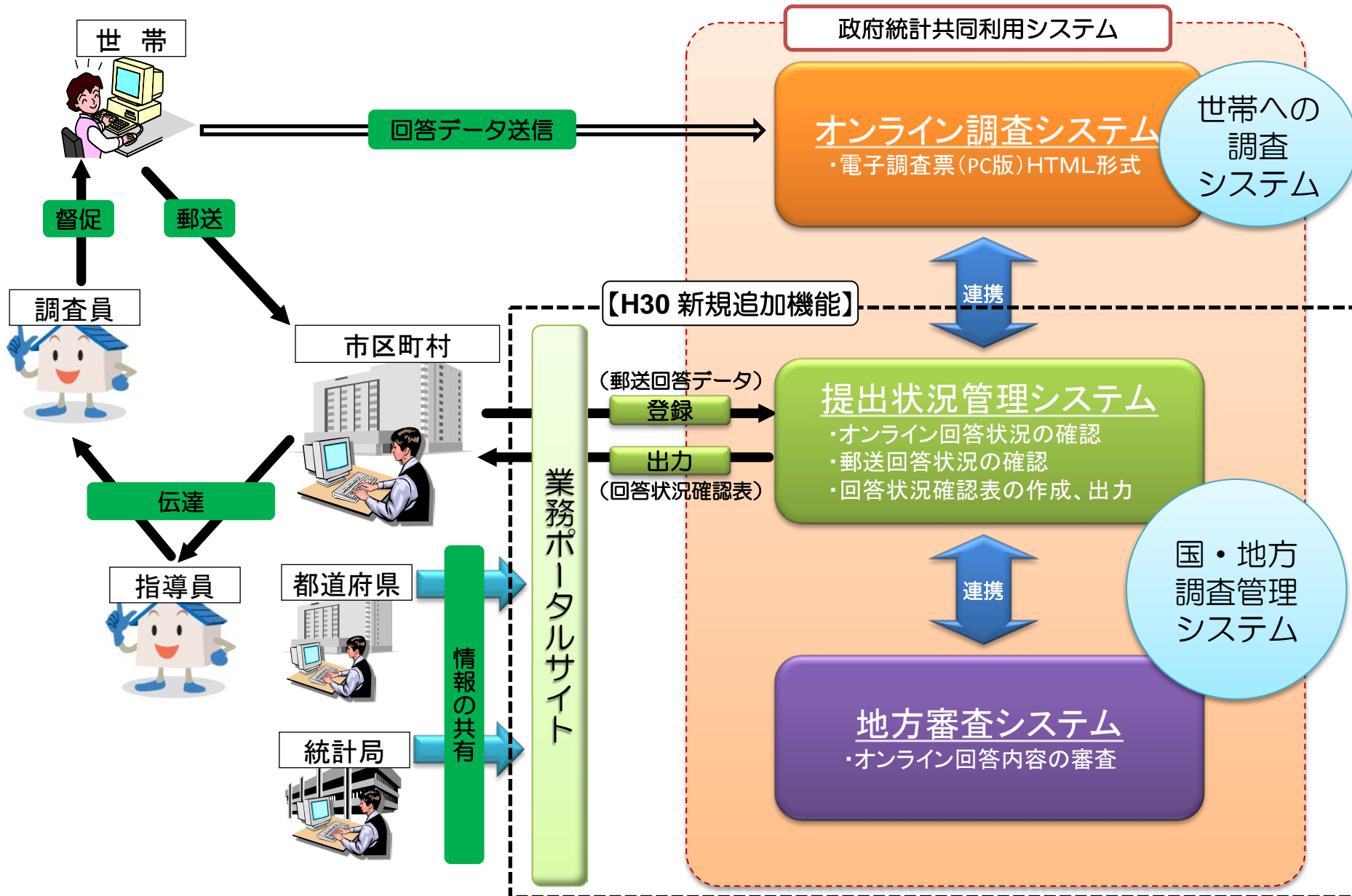
### ○回答状況の伝達の円滑化

- ・政府統計共同利用システムの「提出状況管理システム」を利用して、「回答状況確認表」（回答状況を伝達するための書類）を出力し、それを市町村から調査員へ速やかに伝達できるようにすることで、タイムラグを抑制する。

### ○統計局、都道府県及び市町村の情報共有

- ・「業務ポータルサイト」を利用して連絡体制を一元化
- ・政府統計共同利用システムの「提出状況管理システム」を利用することで、従来、市町村だけで把握していた回答状況を、統計局及び都道府県でもリアルタイムに確認できるようにし、情報の共有を図る。

# 【参考1】オンライン調査システム概念図



# 【参考2】公的統計の整備に関する基本的な計画及び前回諮問・答申における課題

## 公的統計の整備に関する基本的な計画【平成26年3月25日閣議決定】（抜粋）

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### (3) オンライン調査の推進

正確かつ効率的な統計の作成や、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るためには、ICTの急速な発展に伴う高度情報化社会の到来を踏まえ、統計調査の調査方法にオンライン調査を導入するとともに、導入後のオンライン回答の促進などに取り組むことが有効である。

また、骨太方針においても、世界最高水準の電子政府を目指す取組の一環として、オンライン調査の徹底等を第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることが求められている。

このため、統計調査実施の企画に際しては、オンライン調査の導入を検討することを原則とする。なお、所管府省におけるオンライン調査の導入に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。

また、この検討に当たっては、オンライン調査の導入が有効と思われる統計調査について重点的に検討を行うとともに、導入している統計調査についてはオンライン回答率の向上方策を検討する。さらに、オンライン調査の推進に当たっては、各府省におけるオンライン調査の導入状況や課題、効果的かつ効率的実践手法等の情報共有を図り、政府一体となった取組を行うことが必要であることから、府省間の情報共有を推進するとともに、政府統計オンライン調査総合窓口の機能改善・拡充等を通じた報告者の利便性の向上を図る。

なお、オンライン調査の推進に当たっては、関連するプログラム開発やランニングコスト等の費用が見込まれることから、その点について十分に勘案する。

## 前回（平成25年調査）諮問・答申における課題について

府統委第14号平成25年2月15日「諮問第47号の答申 住宅・土地統計調査の変更について」より抜粋

### 5 今後の課題

今回、本調査において、対象地域を全市町村に拡大して実施することを計画しているオンライン調査については、適切に回答しないと次の設問に進めない等の仕組みにより不詳の発生が少ないこと、調査員が面接して調査票を回収することが困難な若年層等から回答を得る方法として効果的なものであることから、調査方法として、今後、より一層推進される必要がある。

一方で、オンライン調査の実施に当たっては、市町村がオンライン調査による回答の受付状況を確認の上、その状況を調査員に伝達し、これに基づき調査員が調査票未提出世帯を訪問して調査票を回収する必要があるなど実査事務が従来よりも煩雑となるといった問題もある。

こうした中で、平成25年の本調査は、調査対象世帯が全国約350万世帯という最大規模の標本調査において、当該世帯に対して等しくオンライン調査を認める初めての調査であり、この実施を通じて得られるオンライン調査に関する知見は、次回の本調査（平成30年調査）のみならず、今後、他の統計調査においてオンライン調査を導入・拡大するに当たっても、極めて有用なものになると考えられる。

したがって、今回の本調査の実施に当たっては、オンライン調査の実施に伴う実査事務、コスト、記入者負担等様々な観点から、その効果や問題点、改善点等の把握に努め、得られた結果について、次回の本調査（平成30年調査）に反映させることはもとより、国勢調査等の統計調査においてオンライン調査を実施する場合の参考となるよう各府省に情報を提供する必要がある。